

政令第 号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第三項第二号ホ（同法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びへ（同法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（法第二十二條第三項第二号ホ及びへの政令で定める使用人）

第六条 法第二十二條第三項第二号ホ（法第二十七條の二第二項及び第二十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及びへ（法第二十七條の二第二項、第二十七條の三第二項及び第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

附 則

（施行期日）

1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第七条第十号」を「第八条第十号」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第八条」を「第九条」に改める。

理由

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、汚染土壌処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を定める必要があるからである。